

社会福祉法人入間福祉会扇揚苑在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会が開設する指定居宅介護支援事業所「扇揚苑在宅介護支援センター」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所は利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4. 事業所は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、介護保険法第118の2第1項に規定する介護保険等最新情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

5. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同上第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 扇揚苑在宅介護支援センター
- 二、所在地 入間市大字中神853-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二、介護支援専門員 4名(内3名主任介護支援専門員)

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日ま

を除く。

二、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三、連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一、相談の場所 特別養護老人ホーム扇揚苑1階居宅介護支援事業所事務室（必要に応じて居宅訪問を実施）

二、課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン 入間福祉会方式

三、サービス担当者会議開催場所 特別養護老人ホーム扇揚苑1階居宅介護支援事業所事務室、居宅

四、居宅訪問の頻度 最低月1回以上、モニタリングの結果記録月1回以上

2. 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満 120円

二、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ以上 180円

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、入間市、青梅市、瑞穂町、飯能市及び所沢市の区域とする。

(苦情処理)

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 事業所の責めに帰すべき事由により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報保護)

第10条 利用者又はその家族の個人の情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用1ヶ月以内に1週間以上(20時間以上)
- 二、継続研修 年2回以上(6時間以上)
2. 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人人間福祉会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止の措置に関する担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成18年12月 1日から一部改正施行する。

平成19年 4月 1日から一部改正施行する。

平成21年 4月 1日から一部改正施行する。

平成25年10月 1日から一部改正施行する。

平成27年 5月20日から一部改正施行する。

平成30年10月 5日から一部改正施行する。

令和 4年 4月 1日から一部改正施行する。

令和 6年 4月 1日から一部改正施行する。